

入職時健康診断の受診について

医療法人社団 同樹会
事務 長

①雇用開始となるまでに下記の項目について健康診断を実施し、実施結果を報告願います。

健康診断結果の報告先 総務課（健康診断担当者）。

***労働安全衛生規則第43条で、雇用時に健康診断を行うことが義務付けられています。**

② **3か月以内**に健康診断を受けた方は、この報告に代用することが可能です。

雇用時健康診断項目の不足分のみ受診し、受診結果を提出してください。

③健康診断は各医療機関で実施できますが、結城病院人間ドック室でも受診できます。

その際は、予約が必要ですので、総務課にご相談ください。

電話番号 0296-33-4161 総務課 斑目、根本 全項目検診料は¥7,560（税込）です。

***本用紙を受診される医療機関にお持ちください。**

雇用時健康診断項目一覧表

	診断項目	
1	既往歴および薬歴の調査	
2	自覚症状および他覚症状の有無	
3	身長	
	体重、BMI	
	視力	
	腹囲	
	聴力（オーディオ検査）	
4	胸部エックス線検査	
5	血圧の測定	
6	尿検査（糖、蛋白）	
7	貧血検査（血色素、赤血球数）	
8	肝機能検査（GOT、GPT、γ-GPT）	
9	血中脂質検査	
	LDLコレステロール	
	HDLコレステロール	
	血清トリグリセライド	
10	血糖検査またはHbA1c	
11	心電図（安静時12誘導）	

病院の担当者の方へ…「採用時検診」では検査項目の省略は認められておりませんので、**年齢に関係なく全項目を実施してください。**